目黒　徳七　森　昭太郎　森　雅弘
森下　忠士　森田　幸丸　森本　一
森本　久男　八木　数男　矢田　義規
矢野　和男　矢野　康雄　八巻　祥郎
山口　勇　山口　開市　山口　一彰
山田　昭三　山根　貞郎　山本　光
山元　實　山脇　昭三　吉井　義浩
吉田　敬一　吉見　正己　渡邊　照二
渡辺　俊平　渡邊　英臣　和田　實

瑞宝双光章を授ける（各通）
井上　陸　岡本　保雄　栗田徳太郎
中村　滋　原田　秀夫　藤村　艶子
三浦　徳志　八木賢一郎　山正　清隆

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上八月一日）

褒賞

紺綬褒章

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十八年八月二十五日、紺綬褒章を授かった者は、次のとおりである。

鈴木　七郎　益田　昌史　西塚世津子
鴻川　宏　池田　清明　山本　雅子
千田　豊治　稲葉　篤紀　堀　晃
荒井　経　山本　富章　可知　敏明
佐々木順子　高木タカ子　谷　辰夫
臼井　毅俊　本田　廣昭　保坂ハツヱ
山野井佳雄　杉井　卓男　串田　花子
鵜飼　敦子　荒家　忠　紀田　貢
鈴木　勝男　内藤　弘康

褒章条例第一条により紺綬褒章を授ける（各通）

紺綬褒章並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十八年八月二十五日、紺綬褒章並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

古賀　信介　大久保近晴　大久保満男
矢田　光子　青井　正雄

褒章条例第一条により紺綬褒章並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

紺綬褒章飾版

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十八年八月二十五日、紺綬褒章に付する飾版を授かった者は、次のとおりである。

鳥海　恭生　稲元　美惠　片平　俊治
原　充　鳥居　祝子　小林今朝男
藤沢　昭和　鈴木　栄一　豊泉　聖子

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける（各通）

近野　兼史　冨岡茂太郎　鈴木　直子

褒章条例第三条第二項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける（各通）

紺綬褒章飾版並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十八年八月二十五日、紺綬褒章に付する飾版並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

佐藤　ミヤ　兒玉　安彦　柳瀬　俊泰
石川　堯　石塚　公夫

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十八年八月二十五日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

株式会社島精機製作所
株式会社イーパック
株式会社カワテック・ヤンジニアリング
ジー・オー・ピー株式会社
東京エレクトロン株式会社
西本工業株式会社
日本特殊陶業株式会社

褒章条例第二条により褒状を授ける（各通）

追賞褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十八年八月二十五日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

故高瀬文志郎遺族　高瀬　浩之

褒章条例第六条により褒状を授ける

賞杯

自己の危難を顧みず人命の救助に尽力したので、平成二十八年八月二十五日、賞杯を授かった者は、次のとおりである。

故前田紋子遺族　前田　和行

褒章条例第六条により銀杯一個を授ける

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、九月三日サンマリノ国の国祭日につき、同月二日同国執政閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第三十三条第二項の規定により、日本貸金業協会より届出があったので、同法第四十一条の十二第四号の規定により公示する。

平成二十八年九月六日

金融庁長官　森　信親

貸金業法第二十七条第一項第二号に掲げる事項の変更

日本貸金業協会支部所在地の変更

支部名	変更前	変更後	変更日（曜日）
愛知県支部	愛知県名古屋市千種区池下一丁目4番17号	愛知県名古屋市中区錦三丁目6番35号	平成28年8月8日（月）

以上

労働

最低賃金の改正決定に関する公示

秋田労働局最低賃金公示第1号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、秋田県最低賃金（昭和55年秋田労働基準局最低賃金公示第1号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第1項の規定により公示する。

平成28年9月6日

秋田労働局長　松本　安彦

第4号中「1時間695円」を「1時間716円」に改める。

群馬労働局最低賃金公示第1号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、群馬県最低賃金（昭和55年群馬労働基準局最低賃金公示第8号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第1項の規定により公示する。

平成28年9月6日

群馬労働局長　半田　和彦

第4号中「1時間737円」を「1時間759円」に改める。

滋賀労働局最低賃金公示第1号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、滋賀県最低賃金（昭和55年滋賀労働基準局最低賃金公示第3号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第1項の規定により公示する。

平成28年9月6日

滋賀労働局長　吉野　彰一

第4号中「1時間740円」を「1時間762円」に改める。

奈良労働局最低賃金公示第1号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、奈良県最低賃金（平成7年奈良労働基準局最低賃金公示第1号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第1項の規定により公示する。

平成28年9月6日

奈良労働局長　吉野　彰一

第4号中「1時間740円」を「1時間762円」に改める。

長崎労働局最低賃金公示第1号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、長崎県最低賃金（昭和55年長崎労働基準局最低賃金公示第9号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第1項の規定により公示する。

平成28年9月6日

長崎労働局長　大塚　崇史

第4号中「1時間694円」を「1時間715円」に改める。